

第7期美唄市総合計画等市民検討会議委員 のソーシャルメディア利用ガイドライン

1. ガイドラインの目的

近年、フェイスブックやツイッター、ブログ等に代表されるインターネット上のソーシャルメディアの普及に伴い、第7期美唄市総合計画等市民検討会議委員（以下「委員」という。）のみならず誰もがプライベートにおいてソーシャルメディアを利用して、様々な情報を容易に発信することができる状況にあります。

しかし、ソーシャルメディアは、情報発信や情報収集の際に非常に有効なツールである一方で、委員が業務上知り得た情報や不適切な表現、また誤操作を含め誤った情報を発信することなどにより、想定しない影響を及ぼす可能性を持ち合わせています。

本来、ソーシャルメディアのプライベート利用は、個人の自覚と責任により適切に行われるべきものですが、上記のような状況を踏まえ、情報漏えいや、市民を含む他の利用者とのトラブルを未然に防ぐとともに、委員がソーシャルメディアをより適正に活用するための基本ルールとして、ガイドラインを策定しました。

なお、本ガイドラインは、美唄市ソーシャルメディア利用ガイドラインに則り策定しています。

2. ソーシャルメディアの定義

本ガイドラインにおける「ソーシャルメディア」とは、フェイスブック、ツイッター、ブログなど、利用者が情報を発信し、あるいは相互に情報をやりとりするためのインターネット上のサービスをいいます。

3. ガイドライン

(1) 適用範囲

本ガイドラインは、委員（地方公務員法第3条第3項第2号（注1）を適用）としての身分を有する者に対して適用されます。

(2) 基本ルール

①自覚と責任をもち良識ある言動を心がける

委員がソーシャルメディアを利用する場合は、公の委員であることの自覚と責任を持ち、社会的な常識やマナーをわきまえた言動による情報を発信することが重要です。不用意な情報発信が、市民や他の利用者に誤解を与えたり、混乱を招くおそれがあることから、発信する情報は正確を期すとともに、その内容については発信前に十分に確認を行い、誤解を招かないよう気を付けましょう。一度インターネット上に公開された情報は完全には削除できないことに留意してください。

②法令等の遵守

個人が特定できる写真や映像、文章など投稿する場合は、事前に本人の了解を得るなど、基本的人権、肖像権、プライバシー権、著作権等を侵害することがないように十分留意してください。

③トラブル等への対応

意図せずして自らが発信した情報により他の利用者を傷つけたり、誤解を生じさせた場合、また、他の利用者との間で、発信内容に伴うトラブルが発生した場合は、自らが誠実に対応するとともに、発信の意図が正しく理解されるよう努めなければなりません。

また、自らが発信した情報に関し攻撃的な反応があった場合は、冷静に対応し無用な議論となることは避けなければなりません。

(3) 禁止事項

①業務上知り得た個人情報や機密情報、美唄市のセキュリティを脅かすおそれのある情報を発信してはなりません。

②①のほか、他の利用者とのトラブルや公の委員としての信用失墜等を避けるため、次に掲げる情報を発信してはなりません。

ア 他者や組織を誹謗中傷する内容や他人に不快又は嫌悪の念を起こさせるような情報

イ 他人の権利利益を侵害するおそれのある情報

ウ 人種、思想、信条等の差別又は差別を助長させる情報

エ 違法行為又は違法行為をあおる情報

オ 単なる噂や噂を助長させる情報

カ 委員会等の方針に反する情報

キ 委員会等の公式見解ではない情報

ク わいせつな内容を含むホームページへのリンク

ケ その他公序良俗に反する一切の情報

(4) 疑義のもたれた情報

情報発信において、このガイドラインに違反の疑いが生じた場合は、当該委員が属する委員会等において協議するものとする。

附 則

このガイドラインは、平成 31 年（2019 年）5 月 1 日から施行する。

注 1

〔地方公務員法〕

第 3 条 地方公務員の職は、一般職と特別職とに分ける。

3 特別職は次に掲げる職とする。

二 法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規定により設けられた委員及び委員会（審議会その他これに準ずるものを含む。）の構成員の職で臨時又は非常勤のもの。